

件名	職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例等の一部を改正する条例
主管課	人事課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>人事委員会勧告を実施するため、職員の勤務時間を見直す。</p> <p>1 職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例 職員の勤務時間 1週間について 40時間 38時間45分 再任用短時間勤務職員 16時間から32時間までの範囲内で任命権者が定める時間 15時間30分から31時間まで 任期付短時間勤務職員 32時間までの範囲内で任命権者が定める時間 31時間</p> <p>任命権者は、週休日において勤務を要する場合は、勤務日を週休日に変更して、勤務日に割り振られた勤務時間又は半日勤務時間を勤務を要する日に割り振ることができる。</p> <p style="text-align: center;">4時間の勤務時間</p> <p>2 職員の給与に関する条例 短時間勤務職員等の超過勤務手当について、勤務日における超過勤務が8時間に達するまでの勤務1時間当たりの給与額の加算割合は、100分の100とする。 7時間45分</p> <p>3 教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例 上記1に同じ。</p> <p>4 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例 週休日の振替え又は半日勤務時間の割振り変更により、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、超過勤務手当を支給する。 ↓ 4時間の勤務時間</p> <p>5 愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 上記4に同じ。</p> <p>6 教育職員の給与等に関する特別措置条例 任命権者は、4週間を平均して1週間の勤務時間が上記1の勤務時間(8時間 7時間45分)を超えない範囲内で、特定の日に8時間又は特定の週に上記1の勤務時間を超えて正規の勤務時間を割り振ることができる。 7時間45分</p> <p>7 職員の育児休業等に関する条例 育児短時間勤務の勤務形態は、1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように勤務する形態とする。 19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分</p> <p>8 職員の修学部分休業に関する条例 修学部分休業の承認は、1週間を通じて20時間を超えない範囲内で、30分を単位として行う。 当該職員の正規の勤務時間の2分の1 5分</p> <p>9 職員の高齢者部分休業に関する条例 上記8に同じ。</p>	
施行日	平成21年4月1日